

令和4年度藤井寺市シティプロモーション推進業務  
プロポーザル募集要領

藤井寺市 市民生活部 観光課

## 1. 業務の概要

### (1) 業務の名称

令和4年度藤井寺市シティプロモーション推進業務

### (2) 業務の目的

藤井寺市の過去のプロモーション事業では、沿線の20代、30代女性をターゲットとして、SNS・動画の活用により、藤井寺ファンを創造し、SNSを主軸とした口コミにより、関係人口を増加させてきた。令和2年度、3年度はコロナ禍でも可能な観光として、新設サイト「観光難易度A級シティフジイデラ」によるマイクロツーリズムの推進とSNSを活用したキャンペーンの実施により、誘客促進を図った。また、アフターコロナに向けて、藤井寺市内の観光資源の認知度を高めることを目的として、水鳥形埴輪のキャラクター化を行った。

令和4年度においては、「観光難易度A級シティフジイデラ」を活用したさらなるマイクロツーリズムの拡充やその他過去のシティプロモーション事業の成果物を活かしたプロモーションの実施と、アイセルシュラホールを中心とした市内観光のためのコンテンツ作り、そしてその新しい体験コンテンツを使ったアイセルシュラホールでのイベントの開催を目的として業務を行う。

### (3) 業務内容

本業務の内容は、別添仕様書〔令和4年度シティプロモーション推進業務仕様書〕に基づき各社の創意工夫により事業提案を行うこと。

### (4) 履行期間

契約日の翌日より令和5年3月31日（木）まで

### (5) 契約限度額

本業務の契約限度額は8,500,000円（消費税を含む）である。

## 2. 委託事業者選定方法

公募によるプロポーザル方式

## 3. スケジュール

スケジュール	日程
(1) 募集開始	令和4年6月15日（水）
(2) 参加申込等の提出締切	令和4年6月30日（木）【午後3時必着】
(3) 質問期間	令和4年7月1日（金）～ 令和4年7月6日（水）【午後3時必着】
(4) 質問回答	令和4年7月8日（金）【午後3時予定】
(5) 企画提案書等の提出締切	令和4年7月21日（木）【午後3時必着】
(6) プレゼンテーション実施日	令和4年7月下旬【予定】
(7) 審査結果通知	令和4年8月上旬【予定】

## 4. 参加資格

次の要件をすべての要件を満たす者とする。

- (1) 藤井寺市の令和3・4年度競争入札参加資格者名簿に登載されているまたは同等の基準を満たしていること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による手続き中でないこと。
- (4) 藤井寺市暴力団排除条例（平成 25 年藤井寺市条例第 28 号）第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- (5) 提案書の提出日において、藤井寺市から指名停止等の措置を受けていないこと。
- (6) 本業務の遂行に係る関係者等との連絡、調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有し、本事業の趣旨を十分に理解し、支障なく遂行できること。
- (7) 本業務を一括再委託しない者であること。

## 5. 共同提案による参加

提案にあたっては共同事業体による参加も可能とし、下記のいずれかの要件を備えるものとの提案を可とする。

- (1) マーケティングに関するノウハウを有する。
- (2) PR コンテンツ作成に関するノウハウを有する。

共同提案にあたり、藤井寺市は代表する事業者とのみ委託契約を行うこととし、その他の共同事業者については、代表者との委託契約により業務を行うこと。その場合において本業務全体の進行管理及びとりまとめ等は代表者の責任において行うものとする。また、共同提案の場合は、業務分担の内訳を任意様式で提出すること。

なお、単独で参加する事業及び共同提案で参加するいずれの事業者も、この業務で他の共同提案の参加者となることはできない。

## 6. 提出書類

### (1) 参加申込等の提出

企画提案書を提出（プロポーザル参加）する者は、下記のとおり参加申込書その他の必要書類を提出すること。なお、④～⑧については、藤井寺市の令和 3・4 年度競争入札参加資格者名簿に登録されている場合不要とする。

#### ア) 提出書類

	提出書類	部数
①	企画提案参加申込書（様式 1）	1 部
②	会社概要書（様式 1 - 2）	1 部
③	同意書（様式 1 - 3）	1 部
④	定款【法人の場合】	1 部
⑤	登記事項証明書の写し【法人の場合】	1 部
⑥	代表者の住民票もしくは戸籍抄本の写し【個人の場合】	1 部
⑦	代表者の（身分）証明書の写し【個人の場合】	1 部
⑧	納税証明書（写し）	
	その 3 の 3 【法人の場合】	1 部
	その 3 の 2 【個人の場合】	1 部
⑨	業務分担の内訳表（任意様式）【共同提案の場合】	1 部

#### (イ) 提出期限

令和 4 年 6 月 30 日（木）【午後 3 時必着】

(ウ) 提出先

藤井寺市 市民生活部 観光課 (アイセルシュラホール1階)  
〒583-0024 大阪府藤井寺市藤井寺 3-1-20

(エ) 提出方法

持参または郵送とする。

【持参の場合】 上記提出期限までの午前9時から午後5時まで(閉館日を除く)に持参すること。※令和4年6月30日(木)は午後3時まで

【郵送の場合】 上記提出期限内必着とする。なお、簡易書留で送付するものとする。

(2) 企画提案書等の提出

(ア) 提出書類

下記についてA4版、文字サイズ10ポイント以上で作成の上、提出すること。

	提出書類	部数
①	企画提案提出書(様式2)	正本1部 副本15部
②	企画提案書(任意様式)	正本1部 副本15部
③	業務スケジュール及び実施体制(様式2-1)	正本1部 副本15部
④	業務実績(様式2-2)	正本1部 副本15部
⑤	見積書及び内訳書(任意様式)	正本1部 副本15部

(イ) 提出期限

令和4年7月21日(木)【午後3時必着】

(ウ) 提出先

藤井寺市 市民生活部 観光課 (アイセルシュラホール1階)  
〒583-0024 大阪府藤井寺市藤井寺 3-1-20

(エ) 提出方法

持参または郵送とする。

【持参の場合】 上記提出期限までの午前9時から午後5時まで(閉館日を除く)に持参すること。※令和4年7月21日(木)は午後3時まで

【郵送の場合】 上記提出期限内必着とする。なお、簡易書留で送付するものとする。

(オ) 無効となるプロポーザル

プロポーザルが以下の項目に該当する場合には、無効となる場合がある。

- ①プロポーザルの提出方法、提出先、提出日に適合しないもの。
- ②指定する様式及び記載内容に適合しないもの。
- ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ④虚偽の内容が記載されているもの。

7. 審査及び結果の通知

(1) 審査基準

別表「評価基準表」のとおり。

## (2) 審査方法

提案内容は、「令和4年度藤井寺市シティプロモーション推進業務受託候補者庁内選定委員会」において、「評価基準表」に基づき審査し、総合点の最高点の者を受託候補者として選定する。

提出書類の内容について、プレゼンテーションの実施を予定しており、日時等詳細は別途通知するが、プレゼンテーションは、令和4年7月下旬に実施予定である。また、応募状況によっては、「評価基準表」に基づき、一次選考として書類審査を実施する場合がある。

なお、総合点数が同点の者が複数いた場合は、見積り金額の低い者を受託候補者として選定する。また、総合点数が同点で、かつ、見積り金額が同額の者が複数いた場合は、「評価基準表」中の評価項目1の①及び③の合計点の高い者を受託候補者として選定するものとする。受託候補者選定後、藤井寺市は随意契約に向けた交渉を行う。なお、交渉に当たって、受託候補者が藤井寺市の令和3・4年度競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合、「使用印鑑届」及び「印鑑証明書の写し」の提出を求めるので、留意しておくこと。（「使用印鑑届」の様式については、受託候補者が決定したのち受託候補者に提示するものとする。）

また、提出事業者が1社のみの場合は評価基準に基づき、総合点数360点以上をもって受託候補者とする。

## (3) 審査結果の通知

令和4年8月上旬（予定）までに、プロポーザル参加事業者全員に電子メールで通知する。

## 8. 本企画提案募集に関する質問

このプロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票（様式3）」を提出すること。

### (1) 受付期間

令和4年7月1日（金）から令和4年7月6日（水）午後3時まで【必着】

### (2) 提出方法

「質問票（様式3）」に必要事項を記入し、下記まで電子メールに添付して提出すること。電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とする。電子メール以外での質問（電話での問合せ等）については回答しない。

<送信先>

藤井寺市 市民生活部 観光課

メールアドレス kankou@city.fujiidera.lg.jp

### (3) 回答

質問及びその回答の内容は、令和4年7月8日（金）午後3時までに、参加申込事業者全員に電子メールを送付する。

## 9. その他の留意事項

(1) このプロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とする。

(2) 提出書類の提出後の修正または変更は一切認めない。

(3) 提出書類の著作権は参加事業者に帰属する。ただし、藤井寺市がこのプロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものと

- する。
- (4) 提出された書類は返却しない。
  - (5) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、藤井寺市情報公開条例に基づき提出書類を公開することがある。
  - (6) 参加表明を行ったものの、都合によりプロポーザルを辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式4）に必要事項を記入して提出すること。企画提案書等を提出した後の辞退は原則として認めない。
  - (7) メールでの連絡については、着信確認のための返信を必ず行うこと。
  - (8) この募集要項に定めのない事項については、関係法令等の定めるところによる。
  - (9) 本プロポーザルは、次年度以降の契約を確約するものではないので留意すること。

**担当部課** 藤井寺市 市民生活部 観光課  
〒583-0024 大阪府藤井寺市藤井寺 3-1-20  
tel : 072-952-7801  
fax : 072-952-7806  
e-mail: kankou@city.fujiidera.lg.jp

○評価基準表

評価項目	配点	評価基準	
1 企画提案 (90点)	15点	①	ターゲット層を意識して、「観光難易度A級シティフジデラ」サイトや、藤井寺市公式Instagram「fujidelike」を利用した市内への来訪促進が見込めるか。
	15点	②	水鳥形埴輪キャラクター・グッズの魅力を十分に活用した提案がされているか。
	15点	③	来訪者に藤井寺市の魅力を感じさせるような体験コンテンツとなっているか。また、事業完了後も継続的な効果が期待できるか。
	15点	④	新しく作成した体験コンテンツを使用したアイセルシュラホールでのイベントは、藤井寺市の魅力を十分に発信し、再訪につながる仕組みになっているか。
	15点	⑤	SNS・メディア掲載などにより効果的な広告・普及活動が盛り込まれた提案となっているか。
	15点	⑥	独自性の高い提案となっているか。
2 業務遂行体制 (10点)	10点	⑦	業務遂行に必要な経歴を有した人員の配置及び本市との協議等に応じる体制が確保されているか。また、無理のないスケジュールであるか。
合計	100点		

注：各委員の1事業者あたりの評価項目の合計は100点満点とし、総合点数は600点満点(100点×委員6人)とする。□

各委員は、事業者毎に各評価項目を採点する。

総合点数が360点以上で、かつ、最も高い点数の事業者を選定することとする。

※総合点数が同点の者が複数いた場合は、見積金額の低い者を受託候補者として選定する。

また、総合点数が同点で、かつ、見積金額が同額の者が複数いた場合は、「評価基準表」中の評価項目1の①及び③の合計点の高い者を受託候補者として選定する。